

# 令和8年度から 「ブロードバンドユニバーサルサービス」を みんなで支えて維持するための 新しい仕組みが始まります

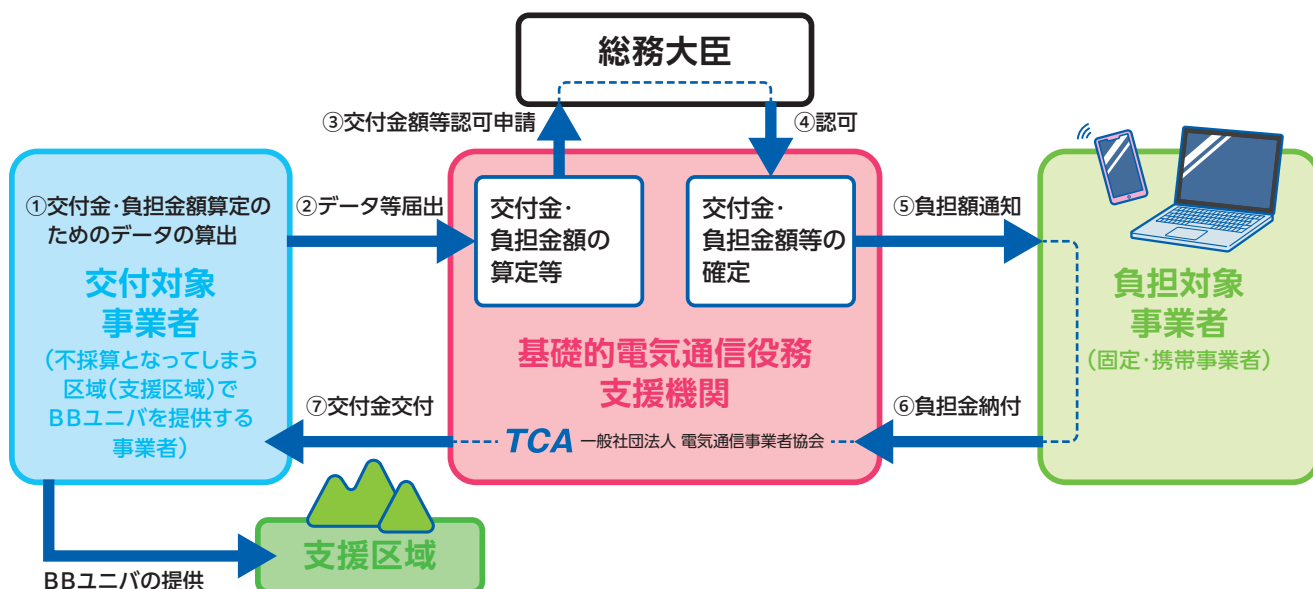
## ～ブロードバンドユニバーサルサービス制度～

ブロードバンドサービスは、テレワーク、遠隔教育、  
遠隔医療など毎日の暮らしに欠かせないサービスです。

人口減少に伴う採算性の悪化や山間地や離島等の  
地理的条件の差によって不採算となってしまう地域においても  
ブロードバンドサービスの基盤を  
みんなで支えて維持するために  
令和8年度から新しい仕組みが始まります。



## 「ブロードバンドユニバーサルサービス制度」の概要



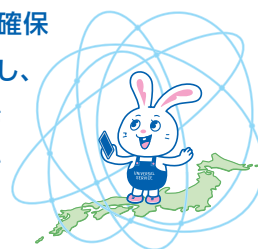
# 「ブロードバンドユニバーサルサービス制度」の概要

## Q1 ブロードバンドユニバーサルサービス制度とは、どのような制度ですか？

**A** ユニバーサルサービスとは、法律(電気通信事業法)において「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」と定められているサービスです。これまでは、いわゆる電話が該当していましたが、新たに、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療といったデジタル技術を活用する上で不可欠なブロードバンド(BB)サービスもユニバーサルサービスに加わることとなりました\*。

\*30Mbps以上のFTTH、CATV(HFC)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)

ユニバーサルサービスは、日本全国における継続的・安定的な提供を確保することが求められるサービスですが、その一方で、人口減少や山間又は離島といった地理的条件によってBBユニバーサルサービスの提供が不採算となってしまう地域においては、必ずしも安定的なサービス提供が継続されるとは限りません。本制度は、こうした地域におけるBBユニバーサルサービスの安定的な提供の確保を主な目的として、BBサービスを提供している全国の事業者から「負担金」を徴収し、これを原資として、こうした山間地域や離島といった不採算となってしまう地域においてBBユニバーサルサービスを提供している事業者へ「交付金」を交付することを主な内容とした制度です。



## Q2 不採算となってしまう地域でBBユニバーサルサービスを提供している事業者へ交付する「交付金」の額はいくらですか？

**A** 令和8年度の「交付金」の額は、約1.5億円です。

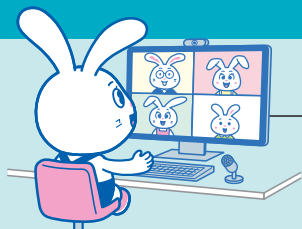
## Q3 誰が「負担金」を納付するのですか？一般の利用者が、山間地域や離島等におけるサービスの安定的な提供の確保のための費用を負担するのですか？

**A** 法律(電気通信事業法)では、FTTHやCATVといった固定系BBサービスや4G・5Gといった携帯BBサービスなどのBBサービスを提供している全国の電気通信事業者が、提供するBBサービスの回線数に応じて「負担金」を納付することとされています。令和8年度は1回線あたり年間2円の「負担金」を納付することとなります。

なお、「負担金」を納付する事業者から一般の利用者の皆様に対して、「BBユニバーサルサービス料」という形で、この1回線あたり年間2円の「負担金」相当額のご負担をお願いする場合がございます。利用者の方々は、ご利用の事業者から送付される請求書の内容をご確認ください。



詳しい情報は、当協会ホームページをご覧ください。  
<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/>



ブロードバンドユニバーサルサービス制度についてのお問合せ

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関  
(ユニバーサルサービス支援機関)

一般社団法人 電気通信事業者協会

第二種支援業務室 TEL.03-6302-8035(9時~17時 土・日・祝休日・年末年始を除く)